

第63回通常総会議事録

日時：令和6年5月23日（木） 午後4時～

場所：ローズホテル横浜 2階

議事：

1. 開会

事務局長より開会を告げるとともに、本日の出席会員39社、委任状による権利行使会員265社、合計304社となり、令和6年3月31日現在の会員420社の過半数を越えているので、規約第19条第1項の規定により、本総会は有効に成立した旨、報告された。

2. 会長挨拶

花島陽治会長が挨拶を行った。

3. 議長選出

事務局長より、規約第17条第2項の規定により、本総会の議長は会長が当る旨報告し、花島会長が議長席についた。

4. 議事録署名人の選出

議長より、議事録署名人の立候補者を募ったところ、議長一任の発言により、次の2名の方を指名したい旨提案し、異議無く承認された。

議事録署名人 三上 慎治 氏 東洋埠頭株式会社
福井 利明 氏 川西倉庫株式会社

5. 議事の経過及び議案別の採決の結果

第1号議案：令和5年度事業報告の件

議長は、事務局長に対して報告を指示した。

事務局長は、資料に基づき報告を行った。

議長より意見を求めた処、異議無く原案どおり承認された。

第2号議案：令和5年度収支決算報告並びに会計監査報告の件

議長は、事務局長に対して報告を指示した。

事務局長は、資料に基づき報告を行った。

続いて、金城監事が、会計監査の結果報告を行った。

議長より意見を求めた処、異議無く原案どおり承認された。

第3号議案：令和6年度事業計画及び収支予算案の件

議長は、事務局長に対して説明を指示した。

事務局長は、資料に基づき説明を行った。

議長より意見を求めた処、異議無く原案どおり承認された。

第4号議案：役員改選の件

議長より「現役員（理事17名、監事2名）は本総会をもつ

て全員任期満了となる。新役員候補者は資料名簿のとおりであり、19名を新役員に選任願いたい」旨発言し、賛否を諮った処、異議なく承認された。

議長より新役員にて臨時理事会を開催し会長・副会長・常務理事の互選を行うべきであるが、5月16日開催の定例理事会において、本日の総会で選任頂けた場合を前提として選出された新役職につき、資料役員名簿のとおり披露された。

議長は、以上をもって議案をすべて議了したので、本総会の議案の審議を終了する旨告げた。

6. 来賓挨拶

横浜植物防疫所の東業務部長から、総会への招待及び円滑な植物検疫の推進・協力に対する謝辞に続き、植物検疫を巡る最近の情勢について概略次のような紹介があった。

- (1) 令和5年の全国における数量ベースの検査実績は、輸入貨物では全体的には前年に比べておおむね横ばい、油料・肥飼料・その他雑品ではやや増加、まめ類、木材ではやや減少となっています。

輸出貨物では、前年と比べて切り花、こく類、嗜好香辛料・薬染料・その他食品が増加した一方、栽植用植物、生果実、野菜は減少、これら以外の栽植用球根、栽植用種子、まめ類、油料・肥飼料・その他雑品類はほぼ横ばいでした。

また、横浜港での輸入貨物では、木材で増加、栽植用植物(83%)、こく類(89%)、まめ類(85%)、油料・肥飼料・その他雑品(87%)でやや減少、これら以外の品目(栽植用球根、栽植用種子、切り花、生果実、野菜、嗜好香辛料・薬染料・その他食品)ではほぼ横ばいでした。

- (2) 令和5年8月5日から、貨物で輸入される植物について輸出国政府が発行する検査証明書の添付が厳格化された一方で、近年は輸出国の確認システムにより検査証明書の真正性を確認できる国・地域が増えつつあり、本年3月にはこれに中国も加わったところです。

こうした状況の変化や関係する皆様のご協力もあり、厳格化後は現在まで大きな混乱はなく運用がなされているところです。

また、現在、穀物や木材等の一部の植物において、郵便事情等により検査証明書の原本の到着が輸入検査に間に合わなかった場合に検査証明書のコピーがあれば輸入検査と合格証の発行まで行う暫定的な措置を実施していますが、本年8月4日に終了することが予定されていますので、ご協力をお願いします。

- (3) 本年4月1日、労働安全衛生規則等の改正を受け、「植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱」について、くん蒸倉庫の屋内作業におけるリン化水素の抑制濃度を0.3ppmから0.05ppmに変更などの改正が行われました。

輸入植物検査などの際には、酸欠や有毒ガスばく露の危険性もあるため、酸素濃度測定等の安全確認作業が実施されています。本年、本船積み穀類等の輸入検査開始前のリン化水素ガス濃度の確認中に、作業従事者が酸素欠乏により失神し、リン化水素ガスによる化学性肺炎の症状に至る事故が発生しました。幸いにも命に別状はありませんでしたが、本件は死亡事故にもつながりかねない危険な事案でした。

改めて安全確認作業に携わる方には、適切な手順で酸素濃度測定を確実に実施するなど、危害防止対策の徹底をお願いします。

- (4) 輸入植物検疫における直近の第10次改正では、特に我が国への侵入を警戒している火傷病菌の発生地域に中国を加えるなど、既存の検疫有害動植物21種について植物検疫措置を見直すことや、広く国内に存在する19種について非検疫有害動植物として追加するなどの改正が予定されています。
- (5) 条件付き輸入解禁植物では、昨年8月以降、傷のないものとして選果されたタイ産マンゴスチン生果実、オーストラリア産マンゴウ生果実の品種撤廃及び南アフリカ共和国産ハス種アボカド生果実が輸入解禁され、本年4月現在、28の国・地域から、のべ114品目の植物が輸入解禁されています。
- (6) 輸出検疫では、国際基準上、病害虫が付着しない程度まで加工されていると判断される小麦粉、赤玉土などの高度加工品は、リモート検査を実施しているところですが、本年4月からは、製材等の輸入検疫の対象としていない植物と凍結植物が追加されました。
- (7) 国内検疫では、侵入調査事業でミカンコミバエ種群の誘殺事例が、沖縄県、鹿児島県、長崎県、東京都において確認され、また、鹿児島県ではアリモドキゾウムシなどの誘殺や確認事例もありました。トラップの増設、防除資材の設置や寄主植物の廃棄等の初動対策を講じています。

緊急防除では、北海道でのジャガイモシロシストセンチュウ、長野県でのテンサイシストセンチュウ、静岡県でのアリモドキゾウムシに対して実施しています。

令和6年5月27日

横浜植物防疫協会第63回通常総会

議長 花島陽治



議事録署名人 三上慎治



議事録署名人 福井利明

